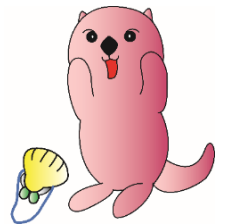


お試しのはずが 定期購入に! ?

○市内学生(未成年者)さんの事例○

スキンケア用品のお試しセットを購入…
すると実は4回の定期購入が条件だった!

広告を見ると小さい文字で確かに書いて
ある…業者に電話しても取り合ってもらえ
ない…どうしよう?



イメージキャラクター
賢いめまづの「たからっこ」

沼津市消費生活センター(055-934-4841)に
相談したら…

業者から全額返金してもらえらることになりました!

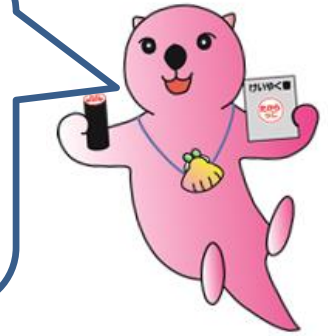
キーワードは「未成年者契約の取り消し」
…裏面へGO!

未成年者契約の取り消しって？

社会経験の少ない未成年者を守るため、民法では「未成年者が法定代理人（例：保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる」と決められています。



でも、「お小遣いの範囲の契約」や「結婚している人」、「成年である、親の同意は得た」とウソをついた場合の契約は取り消せないので注意！



でも、「自分で判断」したり、「業者と連絡」したりするのは大変ですよね…

そんな時には消費生活センター！
専門相談員がサポート、個人情報もお守りするのでご安心ください♪

消費生活センターは市役所2階！
TEL:055-934-4841です！

